

# 児童手当制度が変わります

▶ 問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 24-5111 (内線131)



## 現況届の提出は原則不要

児童手当制度の現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件を満たしているかを確認するものです。村では、令和4年度から受給者の現況を住民基本台帳などで確認します。**児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要**です。

ただし、右記に該当する方は現況届の提出が必要となります。例年どおり現況届をお送りしますので、6月30日までにご提出をお願いします。

### 例外として現況届の提出が必要な方

- ① 配偶者からの暴力などにより避難しており、住民票の所在地が昭和村と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍がない場合、および児童の住民票が昭和村にない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居している方
- ④ 法人である未成年後見人、施設などの受給者の方
- ⑤ その他、昭和村から提出の案内があった方

### ▶ 次の変更事項があった方は、すみやかに役場に届出をお願いします

- ・ 昭和村以外に住民票がある配偶者や児童の住所が変わったとき(国外転出入含む)
- ・ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ・ 児童を養育しなくなったこと等により支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・ 転職等により厚生年金→国民年金等、受給者の加入する年金が変わったとき
- ・ 受給者や配偶者が公務員になったとき

## 特例給付の支給に所得上の限度額が新設

令和4年10月支給分から、所得上の限度額が新設されます。児童を養育している方の所得が「所得上限限度額」(表の②)以上に該当する場合、手当は支給されません。また「所得制限限度額」(表の①)に該当する場合は、特例給付対象者となり、児童1人あたり5,000円が支給されます。

所得上限限度額以上となり、受給資格を喪失して児童手当が支給されなくなったあと、翌年度以降の所得が限度額を下回った場合は、**あらためて「認定請求書」の提出が必要となりますので、ご注意ください。**



### ◆ 所得制限限度額と所得上限限度額

扶養親族等の数	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
<b>0人</b> 前年末に児童が生まれていない、など	622万円	833万3,000円	858万円	1,071万円
<b>1人</b> 児童1人の場合など	660万円	875万6,000円	896万円	1,124万円
<b>2人</b> 児童1人+103万円以下の配偶者の場合など	698万円	917万8,000円	934万円	1,162万円
<b>3人</b> 児童2人+103万円以下の配偶者の場合など	736万円	960万円	972万円	1,200万円
<b>4人</b> 児童3人+103万円以下の配偶者の場合など	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円

※ 扶養親族などの数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族の人数です。扶養親族などの数に応じて、所得額ベースの限度額は、1人につき38万円を加算した額となります。なお、扶養親族などが70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族であるときは44万円を加算します。  
 ※ 「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

# 国民健康保険税率の改正

▶ 問合せ 税務課税務係 ☎ 24-5111 (内線121・122)

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかることができるよう、加入者の皆さんの国民健康保険税と、国などからの公費により成り立っている医療保障制度です。近年は、医療費水準が高いことに加え、保険税負担が重いという課題があることから、平成30年度から国民健康保険税の財政運営が県単位となりました。



## 算定方式の見直しと税率改正

群馬県では、将来の国民健康保険税率統一に向けた準備を進めており、群馬県国民健康保険運営方針において、県内の国民健康保険税の算定方式を、所得割、資産割、均等割、平等割からなる現在の4方式から、資産割を廃止した3方式への移行を目指しています。

村は、この3方式移行のための第一歩として、令和4年度から資産割率を約半分として算定するとともに、これに伴う減収分については所得割率を引き上げ、地方税法の改正に合わせて賦課限度額の引き上げを行い対応します。

### ◆税率の改正内容

計算方法	医療給付費分 (国保に加入するすべての方)		後期高齢者支援金分 (国保に加入するすべての方)		介護納付金分 (国保に加入する 40歳以上65歳未満の方)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率 (前年の所得に対して)	6.10%	6.90%	2.50%	2.70%	1.70%	1.90%
資産割率 (固定資産税に対して)	40.00%	20.00%	10.00%	5.00%	9.00%	4.00%
均等割額 (加入者1人あたり)	23,500円	23,500円	10,500円	10,500円	9,000円	9,000円
平等割額 (1世帯あたり)	26,000円	26,000円	10,500円	10,500円	9,000円	9,000円
賦課限度額	630,000円	650,000円	190,000円	200,000円	170,000円	170,000円



## 未就学児にかかる均等割額の減額

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和4年度から未就学児(小学校入学前の子ども)がいる世帯に対して、一律に未就学児の均等割額の2分の1を減額します。

また、既に世帯の所得に応じた均等割軽減が適用されている場合は、軽減措置後の均等割額の2分の1を減額します。

なお、未就学児の減額のために被保険者の皆さんに手続きをしていただく必要はありません。

### ◆税率の改正内容

世帯の所得による軽減割合 (法定軽減)		未就学児1人あたりの均等割額 (年額)		
		均等割額	未就学児減額分	減額後均等割額
軽減なし	医療給付費分	23,500円	11,750円	11,750円
	後期高齢者支援金分	10,500円	5,250円	5,250円
2割軽減世帯	医療給付費分	18,800円	9,400円	9,400円
	後期高齢者支援金分	8,400円	4,200円	4,200円
5割軽減世帯	医療給付費分	11,750円	5,875円	5,875円
	後期高齢者支援金分	5,250円	2,625円	2,625円
7割軽減世帯	医療給付費分	7,050円	3,525円	3,525円
	後期高齢者支援金分	3,150円	1,575円	1,575円